

熊本県土木部「週休２日試行工事」実施要領（営繕工事編）

（平成３１年（２０１９年）２月２８日伺定）
（令和２年（２０２０年）３月２０日一部改定）
（令和３年（２０２１年）３月２３日一部改定）
（令和３年（２０２１年）７月２８日一部改定）
（令和４年（２０２２年）２月 ８日一部改定）
（令和５年（２０２３年）３月２４日全面改訂）
（令和６年（２０２４年）３月２８日一部改訂）
（令和７年（２０２５年）８月１５日一部改定）

第１条（趣旨）

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休２日普及に向け「週休２日試行工事」を実施する。

なお、土木工事及び港湾工事における週休２日試行工事については、別途定める。

第２条（週休２日試行工事の定義）

（１）週休２日試行工事

週休２日（現場閉所型）工事及び週休２日（交替制）工事の総称をいう。

（２）週休２日（現場閉所型）工事

１）週休２日（現場閉所型）工事

対象期間において、４週８休以上の休日（現場閉所）を確保する取組みをいう（曜日の特定はない）。

やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替えの休日（現場閉所）を確保するものとする。

２）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３）対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休２日の対象期間外の作業として取り扱う。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休２日の対象期間に含まない。

4) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

※各週、各月で算定を行う

(3) 週休2日（交替制）工事

1) 週休2日（交替制）工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日
を確保する取組みをいう。

2) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分
のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一
時的に従事した技術者、技能労働者は除く。

3) 対象期間

工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日
までとする。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、
工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の
責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間
に含まない。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点在している場合には、受発注者協議
で対象期間について適宜設定するものとする。

4) 休日率

休日率＝各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

※各週、各月で算定を行う

5) 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

(4) 現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分

現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分は、以下のとおりとする。

1) 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土日において、現場閉所率または平均休日率が28.5%（2日/7
日）以上を行ったと認められる場合。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

2) 4週8休以上

現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

なお、暦上、週2日の閉所では現場閉所率等が28.5%に満たない月は、その月
の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上（月
単位）を達成しているものとみなす。

3) 4週8休以上（通期）

対象期間内において、現場閉所率または平均休日率が28.5%（8日/28日）以上
と認められる場合。

第3条（対象工事）

（1）週休2日（現場閉所型）工事

熊本県土木部建築住宅局が発注する建設工事のうち、原則として、次号に該当する工事を除くすべての工事を対象とする。

（2）週休2日（交替制）工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な以下の工事を対象とする。

1）工期や作業工程に制約がある工事

2）災害復旧工事

なお、応急工事については、週休2日試行工事の対象外とする。

第4条（発注方式）

週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注間で協議が整った場合に、週休2日試行工事として施工できる「受注者希望型（先積み方式）」とする。

第5条（実施方法等）

（1）条件明示等

発注者は、週休2日試行工事（現場閉所型又は交替制のいずれか）の対象であることを入札公告等及び施工条件（現場説明書）に明示する。（別紙1、2参照）

（2）受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。

「週休2日試行工事」の実施を希望しない場合は、次号以降の規定は適用しない。

（3）看板等による表示

受注者は「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する。（別紙3参照）

（4）休日取得計画

1）週休2日（現場閉所型）工事

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（別紙4参照）を監督員に提出する。

なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員に提出しなければならない。

2）週休2日（交替制）工事

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出する。

（5）実施報告

1）週休2日（現場閉所型）工事

受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

2) 週休2日（交替制）工事

受注者は、休日取得状況表（別紙5参照）により休日の取得状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。

（6）確認の方法

1) 週休2日（現場閉所型）工事

監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。

2) 週休2日（交替制）工事

監督員は、受注者から提出された休日取得状況表の休日を確認する資料として、受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

第6条（工事費の積算）

（1）当初設計

発注時は4週8休以上（月単位）として積算を行う。

（2）変更設計

現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休2日（土日）または補正無しに変更するものとする。

なお、完全週休2日の判断にあたって、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設けることによって、土日を閉所しているとみなす。

また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組みを希望しないものを含む）については、週休2日未実施として変更する。

附則

本要領は平成31年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和2年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和3年4月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和3年8月1日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和４年４月１日以降の入札公告または指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和５年４月１日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和６年４月１日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

附則

本要領は令和７年８月１５日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

入札公告等の記載例（週休 2 日試行工事）

入札公告の「1 競争入札に付する事項（7）その他」、指名競争入札通知書又は見積依頼通知書に以下を追記する。

週休 2 日（現場閉所型）工事及び週休 2 日（交替制）工事

本工事は、週休 2 日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

入札に当たっては、「4 週 8 休以上（月単位）」の実施予定の有無に関わらず、「4 週 8 休以上（月単位）」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休 2 日（土日）または補正無しに変更するものとする。

※熊本県の週休 2 日試行工事に関するホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/50364.html>

施工条件（現場説明書）の記載例（週休 2 日試行工事）

施工条件（現場説明書）に以下を追記する。

（１）週休 2 日（現場閉所型）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」実施要領（営繕工事編）（令和 6 年 4 月 1 日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休 2 日（土日）または補正無しに変更するものとする。

※熊本県の週休 2 日試行工事に関するホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/50364.html>

（２）週休 2 日（交替制）工事の場合

第〇条 本工事は週休 2 日試行工事（週休 2 日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」実施要領（営繕工事編）（令和 6 年 4 月 1 日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4 週 8 休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休 2 日未実施として変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて完全週休 2 日（土日）または補正無しに変更するものとする。

※熊本県の週休 2 日試行工事に関するホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/100/50364.html>

掲示板の例

(1) 週休2日（現場閉所型）工事の場合

140cm	114cm	
	ご協力をお願いします 週休2日（現場閉所型）工事 〇〇〇〇〇〇を なおしています	
	令和〇年〇月〇日まで 時 間 帯 8:30～17:00	
	〇〇〇〇工事	
	発注者 熊本県土木部建築住宅局〇〇課 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

(2) 週休2日（交替制）工事の場合

140cm	114cm	
	ご協力をお願いします 週休2日（交替制）工事 〇〇〇〇〇〇を なおしています	
	令和〇年〇月〇日まで 時 間 帯 8:30～17:00	
	〇〇〇〇工事	
	発注者 熊本県土木部建築住宅局〇〇課 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

週休 2 日（交替制）工事 休日取得状況表（記入例）

週休2日(交替制)工事 休日取得状況表 （記入例） (別紙5)

工事名:○○○工事(○○工区)
期 間:令和○年○月○日 ～ 令和●年●月●日(契約工期を記載)

【令和7年8月○週】

会社名		氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1	●●	30	8	26.7%	27.4%	4週7休以上4週8休未満
	2	■	30	8	26.7%		
B建設(一次下請)	3	○○	25	7	28.0%		
	4	□□	25	7	28.0%		

月・週毎に実績を確認 月・週毎に平均休日率を確認

【令和7年8月○週】

会社名		氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1	●●	31	9	29.0%	28.9%	4週8休以上
	2	■	31	9	29.0%		
B建設(一次下請)	3	○○	31	9	29.0%		
	4	□□	31	9	29.0%		
C建設(二次下請)	5	× ×	21	6	28.6%		
	6	△△	21	6	28.6%		

【令和7年9月○週】

会社名		氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1	●●	30	9	30.0%	29.2%	4週8休以上
	2	■	30	9	30.0%		
B建設(一次下請)	3	○○	21	6	28.6%		
	4	□□					
C建設(二次下請)	5	× ×	14	4	28.6%		
	6	△△	14	4	28.6%		



【対象期間全体】

会社名		氏名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③=②/①	平均休日率 ③の平均	
A建設	1	●●	91	26	28.6%	28.6%	判定 4週8休以上
	2	■	91	26	28.6%		
B建設(一次下請)	3	○○	77	22	28.6%		
	4	□□	56	16	28.6%		
C建設(二次下請)	5	× ×	35	10	28.6%		
	6	△△	35	10	28.6%		

工事完成時に対象期間全体の実績を確認 工事完成時に対象期間全体の平均休日率を確認
(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)

- 休日率及び平均休日率(各週・各月・通期)
- ・休日率(%)＝各技術者・技能労働者の休日日数÷確認対象期間(工期日数)
 - ・平均休日率(%)＝対象の全技術者・技能労働者の休日率の平均

平均休日率	区分	
28.5%以上(各週2日/7日)	完全週休2日	
28.5%以上(各月8日/28日)	4週8休以上(月単位)	
28.5%以上(8日/28日)	4週8休以上(通期)	※補正無
28.5%未満	週休2日未達成	※補正無